

株 主 各 位

証券コード 3350
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)
東京都港区六本木六丁目10番1号
株式会社メタプラネット
代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第27期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト：<https://metaplanet.jp/ja/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「証券コード：3350」

当日出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年3月24日（火曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年3月25日（水曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 | 所 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目2番2号
ぴあアリーナMM 1F
アリーナフロア
(会場が前回（定時株主総会）と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。) |

3. 目的事項

報告事項 第27期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第27期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 定款一部変更の件（会計監査人の責任免除）

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://metaplanet.jp/ja/>) 及び東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



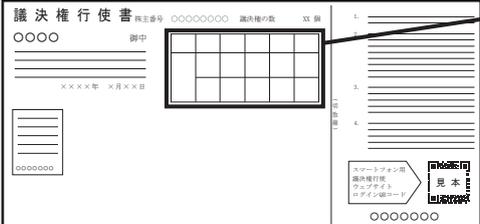
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を**事前**に行使する方法として、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2026年3月25日（水曜日） 午前10時00分 受付開始：午前8時00分</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2026年3月24日（火曜日） 午後6時00分入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2026年3月24日（火曜日） 午後6時00分到着分まで</p>
---	---	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 双 票

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

スローモーションで議決権行使ウェブシステムをダウンロード

見本

○○○○○○○

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年3月24日（火）
午後6時00分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

【機関投資家の皆様へ】「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について
株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用
いただくことが可能です。

「株主パスポート」のご案内

「株主パスポート」アプリからの行使

「株主パスポート」アプリ（※）をダウンロードのうえ、会員登録及び「株式会社メタプラネット」を保有銘柄登録していただくと、議決権行使書用紙に記載された「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」の読み取りをせずに「株主総会ポータル」へアクセスし、議決権を行使いただけます。

【会員登録・保有銘柄登録後の議決権行使手順】



- 1 アプリ画面下部の「My銘柄」をタップし、「株式会社メタプラネット」を選択
- 2 アプリ画面上部メニューの「イベント・アンケート」をタップ
- 3 「招集通知閲覧ウェブサイト（株主総会ポータル）」をタップし、画面の案内に従って議決権を行使

（※）「株主パスポート」アプリは、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社が提供する当社と株主様をつなぐプラットフォームです。同封されております、三井住友信託銀行株式会社の「株主パスポート」小冊子もご確認お願い致します。詳しく記載されております。

The advertisement promotes the app with the headline 'スマホひとつで議決権行使' (Vote with just one smartphone). It features a QR code and text indicating a reward of 1,000 points. The background shows the app interface and a smartphone.

The advertisement details the '新規会員登録' (New Member Registration) campaign. It lists the registration steps and offers a reward of 1,000 points. It includes a QR code and a small image of the app.

「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」の読み取りによる行使

① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使*トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



◇ 「株主パスポート」アプリのダウンロード方法、アプリ詳細・FAQは同封のご案内リーフレットをご覧ください。

(ご注意) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

**「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び
「パスワード」入力による行使**

◇ 次のいずれかのURLにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及び「パスワード」をご入力ください。

ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶<https://www.web54.net>

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

■ 株主総会会場に関しまして

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目2番2号
ぴあアリーナMM

受付及び株主総会会場：1F アリーナフロア
1FのゲートAよりお入りください。

※ 会場が前回（定時株主総会）と異なっておりますので、ご来場の際は、ご招集通知末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。

■ ライブ配信に関しまして

ご来場が難しい日本国内外の株主さま向けに、本総会及び本総会後のイベントについてライブ配信を実施いたします。

参加をご希望の方は、下記のQRコード又はURLよりアクセスのうえ、ログインID（「議決権行使書用紙」に記載の株主番号9桁）とパスワード（「議決権行使書用紙」に記載の郵便番号ハイフン抜き7桁となります。）をご入力ください。なお、ライブ配信では、議決権を行使することができませんので、ご視聴になる株主さまは、事前に書面又はインターネットにより、議決権を行使していただきますようお願いいたします。

当日はアクセス集中が見込まれご参加いただけるよう事前登録をお願いいたします。

・ライブ配信URL	https://3350.ksoukai.jp
・アクセス開始時間	2026年3月25日（水）午前9時50分（日本時間）

◆ ライブ配信用QRコード



<ご注意事項>

- (注) 1. 本総会のライブ配信の著作権及びその他知的財産権は、株式会社メタプラネットに帰属します。ライブ配信の録音・画面の録画・スクリーン共有・他プラットフォームでの再配信や共有は、当該著作権等の権利侵害となるため禁止されています。権利侵害等が確認された場合、差し止め命令、損害賠償等の法的手続きの対象となりますのでご注意ください。
- (注) 2. ライブ配信終了後、ライブ配信の再生動画を、一定期間当社ウェブサイトでご覧できるようにする予定です。動画の撮影に際しては、現実的な範囲で、ご出席株主さまが特定できないように撮影する予定ですが、ライブ配信の際には、ご出席株主さま個人の映像が含まれる可能性があることをご了解いただき、肖像権等の個人の権利を会社に対して主張せず、会社をあらかじめ免責することにご同意いただきます。本総会にご出席頂くことで、これらにご同意いただいたものとみなします。
- (注) 3. システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時

中断などが発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (注) 4. ライブ配信及びその再生動画の視聴に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主さまのご負担とさせていただきます。
- (注) 5. 通信環境上の問題やシステム障害等により株主さまが受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (注) 6. ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により実施できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (注) 7. ライブ配信は、当社の株主さまへ情報を提供することを目的としております。
ライブ配信用のURL、ログイン情報の第三者への提供、配信画面・配信内容の撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開その他外部への情報発信は固くお断りいたします。
違反が確認された場合は、法的措置の対象となる場合がございます。
- (注) 8. ライブ配信では議決権行使ができません。
- (注) 9. ライブ配信は視聴のみとなりますので、質問その他のご発言を行うことはできません。
- (注) 10. 万が一ライブ配信を実施できない場合は、当社ホームページにてご案内いたします。

議決権行使を行って頂いた方への特典のご案内

特典のご案内：

書面又はインターネットにより議決権行使を行っていただいた**株主さま全員**に、議案に対する賛否を問わず、特典をご用意する予定です。同封の「株主総会のご案内」にも記載がございますのでご参照ください。

詳細は、後日当社のウェブサイトにてご案内いたします。

なお、抽選にご参加いただくには、当社株主ポータルへの登録が必須となります。

ポータルサイト登録URL：<https://portal.metaplanet.jp/jp/sign-in>

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当社を取り巻く事業環境と経営方針について

現在、世界経済は、資本と労働を中心とした旧来の供給構造と、情報技術を基盤とする新たな経済基盤との間で、構造的な変化を迎えています。また、戦後の通貨体制も、地政学的リスクの高まり、貿易政策の見直し、累積債務への懸念を背景に、大きな転換点に差し掛かっています。

こうした中、安全資産とされてきた長期国債などからの資金流出が進み、金は各国通貨に対して過去最高水準で再評価されています。

このような環境において、希少性が高く、保管や移転が容易で、信用仲介を必要としないビットコイン（以下「ビットコイン」または「BTC」といいます。）の戦略的意義が急速に高まっています。

当社は、ビットコインが再構築される金融システムの中で、今後中核的な役割を果たすと確信しており、2024年度よりビットコイントレジャー企業へと転身いたしました。

当社の戦略は明快です。

「株主の皆様を代表して、慎重かつ迅速に、可能な限り多くのビットコインを蓄積する」

これこそが、私たちの中長期的な企業価値向上に資する最も合理的な手段であると考えております。

2024年4月に「ビットコイン・スタンダード」体制を採用し（米国ナスダック上場のストラテジー社に続き、世界で2番目の事例）、当社の戦略的仮説（法定通貨に依存せず、ビットコインを準備資産として長期的に保有することが企業価値を高めるという仮説）は着実に実証されつつあります。

「bitcointreasuries.net」等の公的情報源によれば、すでに150社を超える上場企業がビットコインを準備資産として保有しており、当社がこのグローバルな潮流の先駆けであることが改めて示されています。

当社は、事業進捗および資本効率を測る主要指標として、保有BTC数量、1株当たりBTC保有量、BTCイールド（1株当たりBTC保有量の増加率）、ならびにmNAV（企業価値を保有BTCの時価純資産で割った倍率指標）を重要指

標として位置付け、継続的にモニタリングしています。

当第4四半期（2025年10月～12月）においては、ビットコイン価格が軟調に推移したことにより、当社株式の市場評価も調整局面に入り、mNAVは低下しました。この結果、従来のように普通株式の発行のみを通じて資金調達を行う手法は、1株当たりBTC保有量を高めるという観点から、最適とは言えない環境となりました。

こうした市場環境の変化に対応するため、当社は2025年10月28日に公表した「キャピタル・アロケーション・ポリシー（資本配分方針）」に基づき、普通株式に依存しない資金調達手段の多角化を迅速に実行しました。

具体的には、ビットコインを裏付けとしたクレジット・ファシリティ契約を締結し、借入を実行することで、株式の希薄化を回避しつつ機動的なBTC蓄積を継続するレバレッジ戦略を展開しました。

また、2025年12月29日には、当社として初となるB種種類株式（MERCURY）を発行しました。これは、ビットコインという「永久的な資産」に対して、償還期限のない「永久資本」に対応させるALM（資産負債総合管理）の考え方を具現化した、日本初の事例です。これにより、当社は普通株式以外の資本調達手段を確立し、市場環境に左右されにくい持続的な成長基盤を構築しました。

これらの取り組みは、当社が提唱する「デジタル・クレジット（Digital Credit）」戦略の中核をなすものです。市場価格が低迷する局面においても、負債および優先資本を適切に組み合わせることで、強固な財務基盤と持続的なBTC蓄積能力を維持することが可能となります。

当社は今後も、mNAVの水準および市場環境を精査したうえで、普通株式、優先株式（種類株式）、デット（負債）の中から、その時点でBTCイーールドを最大化できる最適な資本手段を選択・実行してまいります。この多層的な資本構成こそが、ビットコインのボラティリティを中長期的な成長機会へと転換する当社独自の競争優位性であると考えています。

2026年度に向けて、当社はビットコインを基盤とした高度な資本運営・資本配分機能をさらに強化し、企業価値の持続的な成長を図ってまいります。当社では、この新たな金融領域を総称して「デジタル・クレジット（Digital Credit）」と呼んでいます。

なお、優先株式の上場については、証券取引所との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要があります。現時点では事前相談を開始しておりますが、審査の結果次第では上場が認められない可能性があります。今後、開示すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

当連結会計年度業績及び通期連結業績について

当連結会計年度において、当社グループの売上高は8,905百万円（前年同期比738.3%増）、営業利益は6,287百万円（前年同期比1,694.5%増）を計上いたしました。これは、ビットコイン関連事業、とりわけ2024年12月期第4四半期より開始したビットコインインカム事業が着実に成果を上げていることを示すものです。

当連結会計年度においては、当社を取り巻く環境の変化を踏まえ、前述の通り、転換権付永久型優先株式「B種株式（MERCURY）」の発行（発行総額：212億円）および上限5億米ドルのクレジット・ファシリティの設定を通じて、資金調達手段の多様化を進めるとともに、当社の株価水準に左右されにくい資金調達が可能な体制を構築してまいりました。これにより、普通株式の発行以外の調達手段を通じて機動的に資本を運用することが可能となり、ビットコイン関連のオプション取引を中心とするビットコイン・インカム事業への資本配分を拡大いたしました。その結果、当該事業は2025年12月期の連結売上高の増加に大きく貢献いたしました。

ビットコイン評価損について

なお、当連結会計年度時点においては、ビットコイン価格が下落に転じたことに伴い、営業外費用として102,188百万円のビットコイン評価損を計上しております。当該評価損は、各四半期末時点における一時的な価格変動を反映した会計上の評価調整であり、当社の現金収支や事業活動に直接的な影響を及ぼすものではありません。

一方で、当社のBTCトレジャリー事業は、こうした短期的な価格変動に左右されることなく、2025年12月期を通じて着実な成長を遂げております。2025年末時点におけるBTC保有数量は35,102BTCに達しており、2024年12月末時点の1,762BTCと比較して大幅に増加いたしました。

当社グループでは、米国子会社を含む海外子会社の財務諸表を米ドル建てで作成しており、ビットコインについても、各海外子会社において米ドルベースで取得原価を認識し、期末時点の時価により評価しております。海外子会社におけるビットコインの評価損益は、まず米ドルベースで算定され、その後、連結財務諸表の作成にあたって、日本の会計基準に基づき、期中の平均為替レートを用いて円換算を行っております。このため、円ベースで表示されるビットコインの評価損益には、ビットコイン価格の変動に加え、為替レートの変動が間接的に影響しております。

また、当社は事業運営およびビットコイン取得の過程において、日本円か

ら米ドルへの資金移動（資本注入等）を継続的に行っております。近時の円安・ドル高の為替環境を背景として、これらの米ドル建て資産・負債に係る為替差額については、「為替換算調整勘定」として、その他の包括利益に計上されております。

その結果として、当該期間においては、連結損益計算書上、ビットコイン価格の下落に伴うビットコイン評価損として102,188百万円を計上する一方、連結包括利益計算書においては、円安進行に伴う為替差額として19,303百万円が計上されております。これらは同一の為替環境のもとで発生しており、一定程度相殺される関係にあります。両者を勘案した実質的なビットコインの評価損、すなわち当該期間における当社の固定資産に計上されているBTC NAVの減少額は、約828億円となっております。

さらに、完全希薄化後の発行済株式数を前提とした1株当たりBTC保有数量の成長率（BTCイールド）は、2025年通年で568%に達しており、当社の資本戦略およびBTC取得戦略は、当初の計画を上回る成果を上げたものと認識しております。

このように、短期的には会計上の評価損益が発生する局面がある一方で、中長期的なBTCの蓄積および資本戦略は、引き続き順調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高8,905百万円（前年同期比738.3%増）、営業利益6,287百万円（前年同期比1,694.5%増）、経常損失96,141百万円（前年同期は経常利益5,993百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失95,046百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益4,439百万円）となりました。

※ 当連結会計年度のビットコイントレジャリー事業に関する説明

当社は、第4四半期においても引き続き、ビットコインを中核とした財務戦略を力強く推進し、BTCの積極的な取得を進めてまいりました。

その結果、当社が重視する主要KPIである「BTCイールド」「BTCゲイン」「BTC円ゲイン」において、当四半期も着実な成長を実現いたしました。

- ・BTCイールド：11.9%
- ・BTCゲイン：3,672BTC
- ・BTC円ゲイン：50,800百万円

2025年2月に発行した2,100万株の第三者割当による第13回乃至第17回新

株予約権がすべて行使されたこと、同年6月に発行した5.55億株相当の新株予約権のうち1.56億株が行使されたこと、さらに同年9月に実施した3.85億株の海外募集、12月に実施した2,361万株の第三者割当によるB種種類株式の発行により、当社のBTC蓄積ペースはさらに加速しました。

その結果、2025年12月末時点におけるBTC保有残高は35,102BTCに達し、完全希薄化後発行済株式数は1,459,627,925株となりました。これにより、完全希薄化後1株当たりBTC保有量は0.0240486BTCと、前年末（2024年12月末：0.0035987BTC）から約6.68倍に上昇しております。

これらの実績は、当社のビットコイントレジャリー方針が着実に進捗していることを示すものであり、引き続き中長期的な株主価値の向上を目指して着実に取り組んでまいります。

	2025年3月31日	2025年6月30日	2025年9月30日	2025年12月31日
BTC保有総額	4,046	13,350	30,823	35,102
発行済普通株式	459,823,340	654,714,340	1,140,974,340	1,142,274,340
完全希薄化後発行済株式数 注：1	574,779,175	826,567,925	1,434,392,925	1,459,627,925
完全希薄化発行済株式1株当たりBTC 注：2	0.0070392	0.0161511	0.0214885	0.0240486
BTCイールド (%、四半期累計)	95.6%	129.4%	33.0%	11.9%
BTCゲイン(四半期累計) 注：3	1,684	5,237	4,412	3,672
BTC円ゲイン(百万円、四半期累計)	¥28,314	¥88,035	¥74,158	¥50,800
BTC/円参照価格 注：4	¥16,809,224	¥16,809,224	¥16,809,224	¥16,809,224

注：1. 完全希薄化後発行済株式数は、(i) 発行済普通株式総数、(ii) 転換社債の転換が仮に行われた場合の潜在株式数、(iii) 発行済ストックオプションの行使による潜在株式数、(iv) 権利行使された新株予約権による株式数、で構成され、それぞれの日付時点におけるものです。米国市場の報告基準に合わせるため、行使価格修正条項付新株予約権は、潜在的な株式の希薄化をより正確に反映させるために、行使後にのみ含めることとします。さらに、At-The-Market (ATM) 株式発行の報告基準との整合性を保つため、ビットコイン購入のために発行された割引率0%の新株予約権は、行使後に売却代金が当社に支払われた時点で、初めて完全希薄化後株式数に反映されます。この手法は、米国におけるATM株式発行を用いた希薄化の測定方法と一致しているため、割引率0%の新株予約権の希薄化を最も正確かつ公平に測定できると考えていま

す。

2. 完全希薄化発行済株式1株当たりビットコインは、ビットコイン保有量合計を各表示日時点の完全希薄化発行済株式数で除して計算されます。その結果を1,000倍して、1,000株当たりのビットコイン数を表しております。
3. BTC円ゲイン（四半期累計）は、下記注記4に定義されるBTC/円参照価格にBTCゲインを乗じて計算されます。すべての期間において一貫した基準レートを適用することで、比較可能性が確保され、株主にとっての当該期間のBTCゲインの現在の円建て価値が反映されます。
4. BTC/円参照価格は、Bitflyerで公表されている最新の終値であり、以下のURLに掲載されています：<https://bitflyer.com/en-jp/s/closing-price>
5. この表のすべての株式数の数値は、2025年4月1日に実施された1株を10株に株式分割したものを反映して調整されています。BTCイールドの数値は、株式分割の影響を受けないため、変更されていません。

※ キャピタル・アロケーション・ポリシーについて

本ポリシーは、当社の資金調達、投資および株主価値創造に関する基本的な考え方を規律付ける枠組みを示すものであり、以下の3つの基本原則を基軸として運用しております。

- ① 優先株式の有効活用（早期の上場を目指す）
BTC イールド（1株当たりBTC保有量の増加率）の最大化を図るため、当社は永久型優先株式の活用を積極的に推進してまいります。この手法により、リファイナンスリスクを最小限に抑えつつ、BTC建ての長期的な株主価値向上を実現することを目指します。
- ② 普通株式の活用に関する方針の明確化
普通株式の発行による資金調達については、原則 mNAV（企業価値を保有するBTCの時価純資産で割った倍率指標）が1倍を下回る水準では実施しない方針とします。また、普通株式の発行による資金調達は、mNAVが1倍を上回る水準にあり、かつ財務指標および戦略的な観点の双方から、既存株主価値の向上に資すると判断される場合に限定して選択的に実施いたします。
- ③ 自己株式の取得および関連取引による1株当たりBTC保有量最大化への対応策
mNAV（企業価値を保有するBTCの時価純資産で割った倍率指標）が1倍を下回る局面においては、BTCイールドの最大化を図る観点から、自己株式の取得を適切に執行します。
もっとも、mNAVが1倍であることは重要な判断基準と位置付けつつも、市場株価が当社の本源的な企業価値を大きく下回っていると経営陣が判断する場合等においては、1倍を上回る水準であっても、長期的な観点から株主価値の向上に資する自己株式の取得を柔軟に実施し得るものとしたします。
これらの取引は、当該時点における市場環境や当社の財務状況等を総合的に勘案しつつ、機動的かつ規律をもって実施いたします。
自己株式取得の財源としては、手元資金に加え、優先株式による資金調達、随時借入が可能なクレジットファシリティ、およびBTCインカム事業による

収益等の活用を想定しております。

本ポリシーを規律的に実行することにより、当社は以下の3つの主要な戦略目標の達成を目指します。

- 1： 長期的な観点での企業価値の最大化
- 2： BTC イールド（1株当たり BTC 保有量の増加率）の最大化
- 3： mNAV の向上

※ ビットコインを担保としたクレジット・ファシリティ契約について

当社グループは、ビットコイントレジャー戦略を中核とする事業モデルの下、ビットコインを中長期的な中核資産として保有しつつ、当該資産の価値を効率的に活用するための資金調達手法として、ビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約を活用しております。

当社グループは、保有するビットコインを担保として、総額5億米ドルのクレジットファシリティ契約を締結しており、当該契約に基づき、担保価値や市場環境等に応じて借入枠を確保することが可能となっております。本クレジットファシリティは、貸し手からの借入枠をあらかじめ確保する仕組みであり、当社グループは、ビットコインを売却することなく、機動的に流動性を確保できる手段として位置付けております。

当社グループがビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約を活用する主な目的は、市場環境や事業機会に応じた機動的な資金調達手段を確保することにあります。これにより、ビットコインの取得機会やビットコインインカム事業の運営等に必要となる資金需要に対して、柔軟に対応することを可能としております。

もっとも、ビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約は、ビットコイン価格の変動に伴う担保価値の変動リスクや、追加担保の差入れまたは期限前返済が求められる可能性等のリスクを内包しております。このため、当社グループは、借入規模や利用条件を慎重に管理し、過度なレバレッジを伴わない範囲での活用を基本方針としております。

今後においても、当社グループは、市場環境、ビットコイン価格の動向および財務状況を総合的に勘案しつつ、ビットコインを担保としたクレジットファシリティを適切に活用し、安定的かつ柔軟な資金調達体制の構築に取り組んでまいります。

※ 当社主要KPIの用語解説

BTCイールド：

BTCイールドとは、「1株当たりのBTC保有数量の成長率」を指します。当社では、株主の皆様へ代わり、市場からの資金調達を通じて継続的にBTCを

取得しております。この過程において、資金調達に伴う株式の希薄化の影響を考慮した上で、それでもなお増加させることができた1株当たりのBTC保有数量は、株主の皆様にとっての付加価値と捉えることができます。

このように、BTCイールドは希薄化を考慮した後の「完全希薄化後発行済株式1株当たりBTC保有数量の成長率」を示す指標であり、BTCを戦略的に保有・運用するトレジャリー企業である弊社にとって、最も重要なKPI（重要経営指標）の一つです。

BTCゲイン：

BTCゲインとは、「希薄化考慮後のBTC保有数量の増加量」を示す指標です。増加率を表すBTCイールドに対し、BTCゲインはその量を数量ベースで捉えるものです。具体的には、直前のBTC保有数量にBTCイールド（増加率）を乗じることで算出されます。

BTCゲインは、株式の希薄化を考慮した上で、株主の皆様に対して実際にどれだけのBTCを新たに創出できたかを「BTC数量」という具体的な単位で評価する指標であり、BTCイールドと並んで、当社にとって重要なKPI（重要経営指標）と位置付けています。

BTC円ゲイン：

BTC円ゲインは、BTCゲインにBTC現物の円建てスポット価格を乗じて算出される指標です。すなわち、ある一定期間に創出されたBTC数量を、円換算時価で評価したものとなります。

当社では、長期的にBTC円ゲインを着実に積み上げていくことが、企業価値の向上に資するものと考えております。その実現のためには、継続的に高いBTCイールド（1株当たりBTC保有数量の成長率）を維持することが重要であり、それによって将来的なBTC価格の円建てでの上昇を最大限享受できることが期待されます。

このような観点から、BTCイールドの維持とBTC価格の上昇は、BTC円ゲインの拡大（＝円基準における当社の企業価値の向上）における極めて重要な要素であると認識しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は約34百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ウェン東京株式会社 ホテルの改装

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、EVO FUNDより普通社債の発行及び繰上償還の資金調達を実施いたしました。

社債の名称	社債の総額	払込期日	償還日
第6回普通社債	金4,000百万円	2025年2月13日	2025年2月21日
第7回普通社債	金2,000百万円	2025年2月27日	2025年3月4日
第8回普通社債	金2,000百万円	2025年3月12日	2025年3月26日
第9回普通社債	金2,000百万円	2025年3月18日	2025年4月7日
第10回普通社債	金2,000百万円	2025年3月31日	2025年5月2日
第11回普通社債	金10百万米ドル	2025年4月15日	2025年5月2日
第12回普通社債	金3,600百万円	2025年5月2日	2025年5月9日
第13回普通社債	金25百万米ドル	2025年5月7日	2025年5月13日
第14回普通社債	金21百万米ドル	2025年5月8日	2025年5月15日
第15回普通社債	金15百万米ドル	2025年5月13日	2025年5月20日
第16回普通社債	金50百万米ドル	2025年5月28日	2025年6月25日
第17回普通社債	金21百万米ドル	2025年5月29日	2025年6月25日
第18回普通社債	金210百万米ドル	2025年6月16日	2025年6月25日
第19回普通社債	金30,000百万円	2025年6月30日	2025年12月29日

- (注) 1. 第6回普通社債から第19回普通社債の上記社債は、社債の償還条項に基づき全額繰上償還しております。
2. 上記社債には、利息は付しておりません。
3. なお、2025年6月30日開催の取締役会決議により、2024年11月18日付「第3回普通社債（保証付）の発行に関するお知らせ」でお知らせしました当社発行の第3回普通社債（保証付）の買入消却を決議し、社債の総額金1,750百万円及び社債利息金3百万円を同日返済しております。

当社グループは、当連結会計年度において、クレジット・ファシリティ契約に基づき、以下のとおり借入れを実行しました。

借入実行日	借入の総額
2025年10月29日	30百万米ドル
2025年10月30日	70百万米ドル
2025年11月22日	130百万米ドル
2025年12月1日	50百万米ドル

- (注) 1. 当社グループの裁量により、いつでも返済が可能です。
2. 当社グループ保有ビットコインを担保として差し入れております。

当社は、当連結会計年度において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行い行使し、資金調達を実施いたしました。(自己株式の処分を含む。)

第三者割当の名称	株式数	行使金額
第三者割当による第12回新株予約権	2,900,000株	9,535百万円
第三者割当による第13回乃至第17回新株予約権 (行使価額修正条項付及び行使停止条項付)	210,000,000株	93,298百万円
第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権 (行使価額修正条項付及び行使停止条項付)	156,560,000株	187,792百万円
海外募集による新株式	385,000,000株	205,355百万円
第三者割当によるB種種類株式	23,610,000株	21,249百万円

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
Metaplanet Holdings Inc.	2,494百万米ドル	(所有) 100.0	ビットコイン関連事業
Metaplanet Treasury Corporation	2,366百万米ドル	(所有) (100.0)	ビットコイン関連事業
Metaplanet Income Corp.	82百万米ドル	(所有) (100.0)	ビットコイン関連事業
Metaplanet Capital Limited	0百万米ドル	(所有) 100.0	ビットコイン関連事業
ビットコインジャパン株式会社	10百万円	(所有) 100.0	ビットコイン関連事業
ウェン東京株式会社	1百万円	(所有) 100.0	ホテル運営業務等

- (注) 1. 議決権比率内の()は、間接所有による議決権比率であります。
2. 当連結会計年度において、Metaplanet Holdings Inc.、Metaplanet Treasury Corporation、Metaplanet Income Corp.、Metaplanet Capital Limited及びビットコインジャパン株式会社を設立し、連結の範囲に含めております。
 3. チューン那覇匿名組合は、重要性が乏しくなったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
 4. 株式会社メタマーケットは、当連結会計年度に清算結了をしたことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(3) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

当社グループは、2025年12月期以降においても、ビットコイントレジャリー戦略を中核とした事業運営および資本政策を継続し、事業面および財務面の両面から、持続的な企業価値および株主価値の向上を目指してまいります。

当社グループの中長期的な経営戦略の骨子は、以下に集約されます。

① ビットコイン保有数量の着実な拡大

当社グループは、株主価値の最大化を目的として、市場環境および財務状況を踏まえながら、ビットコインの取得を継続してまいります。

その際、単純な保有量の増加のみならず、完全希薄化後発行済株式数を考慮した1株当たりBTC保有数量の成長を重視し、BTCイールドの向上を重要な経営指標として管理してまいります。

BTCイールドとは：

BTCイールドとは、「1株当たりのBTC保有数量の成長率」を指します。

当社グループでは、株主の皆様に代わり、市場からの資金調達を通じて継続的にBTCを取得しております。この過程において、資金調達に伴う株式の希薄化の影響を考慮した上で、それでもなお増加させることができた1株当たりのBTC保有数量は、株主の皆様にとっての付加価値と捉えることができます。

このように、BTCイールドは、希薄化を考慮した後の「完全希薄化後発行済株式1株当たりのBTC保有数量の成長率」を示す指標であり、BTCを戦略的に保有・運用するトレジャリー企業である当社にとって、最も重要なKPI（重要な経営指標）の一つです。

当社グループは、2025年1月に公表した「21ミリオン計画」及び同年6月に発表した「555ミリオン計画」に基づき、資金調達を通じたBTCの取得を継続的に進めてまいりました。

一方、2025年10月に入り、世界的なビットコイン・トレジャリー企業における株価調整局面の影響を受け、当社株価は一時的に、mNAV（企業価値÷BTC時価純資産）が1倍を下回る局面が見られました。こうした状況を踏まえ、当社は2025年10月に「キャピタル・アロケーション・ポリシー（資本配分方針）」を公表し、資金調達、BTC投資及び自己株式取得のバランスを総合的に管理することにより、株主価値の最大化を図ることを基

本方針として掲げました。

本方針のもと、当社はまず、2025年12月に既存のMSワラントに係るリファイナンス（第20～22回新株予約権を取得消却し、新たに第23～24回新株予約権を発行）を実施しました。これは、将来的な普通株式の過度な希薄化リスクを抑制するとともに、新株予約権の下限行使価格を637円及び777円という複数の水準に分散させることにより、特定の株価水準において行使が集中し、それを意識した株価形成となるリスクを回避することを目的としたものです。

あわせて、当社は2025年12月29日付で、普通株式の希薄化影響が相対的に小さいB種種類株式の第三者割当による資金調達を実施しました。これにより、普通株式の発行による即時的な希薄化を極力抑えつつ、BTCの取得原資を確保し、当社のビットコイン・トレジャリー戦略を継続的に推進してまいりました。

これらの施策は、いずれもキャピタル・アロケーション・ポリシーに基づき、希薄化リスクを管理しながらも、資金調達を通じたBTC保有量及び1株当たりBTC価値の拡大を同時に実現するという当社の基本的な資本戦略に沿って実行したものです。

その結果、当社のBTC保有数量は、2024年末時点の1,762BTCから、2025年末時点には35,102BTCへと大幅に拡大しました。

さらに、完全希薄化後の発行済株式数を前提とした1株当たりBTC保有数量の成長率（BTCイールド）は、2025年通年で568%に達しており、当社の資本戦略及びBTC取得戦略が、株主価値の観点からも高い成果を上げたものと考えております。

2026年に入り、当社は引き続き、1株当たりBTC保有数量の拡大を重要な経営指標として掲げ、その最大化を目指してまいります。

② ビットコインを活用したビットコイン・インカム事業の拡大

当社グループは、ビットコインを中核資産とするトレジャリー企業として、ビットコインの保有と並行して、安定的かつ継続的な収益機会の創出に取り組んでおります。

具体的には、ビットコイン・インカム事業を通じて、事業収益を積み上げ、得られる安定的なキャッシュ・フローを配当原資として活用しつつ、優先株式の配当支払能力を強化し、さらなる資本調達とビットコイン蓄積を好循環させるポジティブサイクルの構築を目指しております。

当社グループのビットコイン・インカム事業は、2025年12月期において、オプション取引等を通じた収益創出が加速し、同事業の通期の営業収

益見通しが従来予想を大きく上回る結果となりました。具体的には、2025年12月期通期売上高予想を期初予想の30億円から89億円へと大幅に上方修正いたしました。

この背景には、現金担保付きビットコインオプション取引を中心とする戦略が想定以上の収益加速につながったことがあり、四半期ごとの売上高についても前年同期比で大幅な伸長が見られたことが示されています。

当該事業は、保有するビットコインを用いたオプション取引からのプレミアム収入を通じて、ビットコイン保有ポジションの下支えと収益創出を両立する仕組みとして設計されており、2025年12月期における累計収益の拡大は、当社が掲げるトレジャリー戦略と収益創出モデルの実効性を示す成果の一つであると評価しております。

今後も、ビットコイントレジャリー事業の拡大に伴うスケール化を通じた売上収益の向上を図るとともに、高度なグローバル人材の登用により、より高度かつリスク管理の行き届いた体制の構築を進めてまいります。

③ 市場環境に応じた柔軟かつ規律ある資本政策および調達手段の多様化 (優先株式の活用)

当社グループは、株式の希薄化、財務健全性および市場流動性を総合的に勘案しつつ、当社が定めるキャピタルアロケーションポリシー（資本配分方針）に基づき、資金の使途および調達手法を最適化しながら、市場環境に応じた慎重かつ柔軟な資本政策を実行してまいります。

ビットコインを裏付けとするデジタル・クレジット＝優先株式（メタブラネット・プレフ）について：

「デジタル・クレジット (Digital Credit)」とは、ビットコインという検証可能かつ希少性が担保されたデジタル資産を裏付けとして活用する、新たな信用供与および資本性金融商品の概念であります。

これは、従来の金融市場における信用創造が、主として法定通貨、発行体の信用力、または将来キャッシュ・フローに依拠して構築されてきたのに対し、数量上限が明確で、改ざん耐性を有するビットコインを基盤とする点に特徴があります。

ビットコインは、理論上の総供給量が2,100万BTCに限定され、発行主体を持たず、ブロックチェーン上で保有状況や取引履歴が公開・検証可能であるという性質を有しております。当社グループは、こうした特性を有するビットコインを、超長期的（実質的には永久的）な資産として位置付けております。

もつとも、ビットコインそのものは利息や配当といったインカム（利回り）を生まない資産であります。この点を踏まえ、当社グループは、ビットコインを裏付けとしつつ、投資家に対してインカム機会を提供可能な金融商品として、償還期限を有しない永久型優先株式を活用するスキームを採用しております。

当社が発行する永久型優先株式（総称して「メタプラネット・プレフ（Metaplanet Prefs）」）は、配当の支払いを予定している点において、ビットコインの保有とは異なるリスク・リターン特性を有しております。これにより、価格変動リスクを抑制しつつ、一定のインカムを志向する投資家や、株式・債券とは異なる性質の資産への分散投資を求める投資家など、従来のビットコイン投資とは異なる投資家を新たに資本市場に呼び込む可能性がある当社グループは認識しております。

また、永久型優先株式は、形式上は資本に分類される一方、配当等の債務的性格を併せ持ち、かつ償還期限を有しないことから、リファイナンスリスクを回避しつつ、長期かつ安定的な資本を確保することが可能であります。これは、資産と負債・資本の性質および期間を整合させるALM（Asset Liability Management：資産負債総合管理）の考え方に基づくものであり、ビットコインという超長期的な資産を、より期間整合性の高い資本でファイナンスすることを目的としております。

さらに、当社グループは、ビットコインを裏付けとするこれらの金融商品について、インフレ環境下における資産価値の保全を意識する投資家に対し、インフレヘッジ手段の一つとして提供することが可能であると考えております。法定通貨の価値が長期的に変動する環境において、発行量に上限のあるビットコインを裏付けとする優先株式は、従来の固定利付商品とは異なる性質を有する金融商品として位置付けられます。

当社グループは、これらのメタプラネット・プレフを、ビットコインを裏付けとするデジタル・クレジットの具体的な実装形態として整理し、本邦資本市場において当該金融商品に関する市場を段階的に形成していくことを、重要な戦略テーマの一つと位置付けております。ただし、当該分野は現時点では発展途上にあり、市場環境、投資家の理解および規制動向等について不確実性が存在することから、慎重かつ段階的に取り組んでいく必要がある経営課題であると認識しております。

今後においても、当社グループは、ビットコイントレジャリー戦略の進展、ビットコインの保有規模および財務基盤の強化を背景として、配当を予定する永久型優先株式を通じたデジタル・クレジットの確立と、市場形成に向けた取り組みを、キャピタルアロケーションポリシー（資本配分方

針)に基づき継続してまいります。

ビットコインを担保としたクレジット・ファシリティ契約について：

当社グループは、ビットコイントレジャリー戦略を中核とする事業モデルの下、ビットコインを中長期的な中核資産として保有しつつ、当該資産の価値を効率的に活用するための資金調達手法として、ビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約を活用しております。

当社グループは、保有するビットコインを担保として、総額5億米ドルのクレジットファシリティ契約を締結しており、当該契約に基づき、担保価値や市場環境等に応じて借入枠を確保することが可能となっております。本クレジットファシリティは、貸し手からの借入枠をあらかじめ確保する仕組みであり、当社グループは、ビットコインを売却することなく、機動的に流動性を確保できる手段として位置付けております。

当社グループがビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約を活用する主な目的は、市場環境や事業機会に応じた機動的な資金調達手段を確保することにあります。これにより、ビットコインの取得機会やビットコインインカム事業の運営等に必要となる資金需要に対して、柔軟に対応することを可能としております。

もともと、ビットコインを担保としたクレジットファシリティ契約は、ビットコイン価格の変動に伴う担保価値の変動リスクや、追加担保の差入れまたは期限前返済が求められる可能性等のリスクを内包しております。このため、当社グループは、借入規模や利用条件を慎重に管理し、過度なレバレッジを伴わない範囲での活用を基本方針としております。

今後においても、当社グループは、市場環境、ビットコイン価格の動向および財務状況を総合的に勘案しつつ、ビットコインを担保としたクレジットファシリティを適切に活用し、安定的かつ柔軟な資金調達体制の構築に取り組んでまいります。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項 (2025年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	サイモン・ゲロヴィッチ (Simon Gerovich)	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエン東京株式会社 代表取締役 ・Metaplanet Treasury Corporation Director ・Metaplanet Holdings Inc. Director ・Metaplanet Income Corp. Director ・Metaplanet Capital Limited Director ・ビットコインジャパン株式会社 代表取締役
取締役 COO	阿部 好見	
取締役	ドリュー・エドワーズ (Drew Edwards)	<ul style="list-style-type: none"> ・Grantham Mayo Van Otterloo 日本株部門責任者
取締役	桑島 浩彰	<ul style="list-style-type: none"> ・㈱K&Aソシエイツ 代表取締役 ・カリフォルニア大学バークレー校ハース経営大学院 ハース・エグゼクティブ・フェロー
取締役	マーク・ユスコ (Mark Yusko)	<ul style="list-style-type: none"> ・モルガン・クリーク・キャピタル・マネジメント LLC CEO 兼最高投資責任者 ・モーガン・クリーク・デジタル社 マネージング・ パートナー
取締役	タイラー・エヴァンス (Tyler Evans)	<ul style="list-style-type: none"> ・BTC Inc. 共同設立者 ・UTXO Management社 共同設立者兼マネージングパート ナー ・Unbroken Chain社 ジェネラルパートナー
取締役	ベンジャミン・ツァイ (Benjamin Tsai)	<ul style="list-style-type: none"> ・カーディナル・マーク・インベストメント創業者 ・Wave Digital Assets 共同創業者兼社長 ・UCLA アンダーソン経営大学院暗号金融講師
取締役	衛藤 バタラ (Eto Batara)	<ul style="list-style-type: none"> ・East Ventures 共同創業者兼マネージング・パート ナー
取締役	リチャード・キンケイド (Richard Patrick Kincaid)	<ul style="list-style-type: none"> ・㈱ヘリオス 取締役兼執行役 CFO ・Healios NA 社長 ・Saisei Ventures LLC Board of Managers
常勤監査役	高桑 昌也	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社イオレ 社外取締役
監査役	大橋 俊明	<ul style="list-style-type: none"> ・寺本法律会計事務所 弁護士
監査役	保田 志穂	<ul style="list-style-type: none"> ・桜田通り総合法律事務所 弁護士 ・東洋建設株式会社 社外監査役 ・株式会社SKY 社外監査役

- (注) 1. 取締役 ドリュー・エドワーズ氏、桑島浩彰氏、マーク・ユスコ氏、タイラー・エヴァンス氏、ベンジャミン・ツァイ氏、衛藤バタラ氏及びリチャード・キンケイド氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 高桑昌也氏、大橋俊明氏及び保田志穂氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役ドリュー・エドワーズ氏及び社外監査役高桑昌也氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役高桑昌也氏は、公認会計士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大橋俊明氏及び保田志穂氏は、弁護士資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、保険料を全額会社負担とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が

填補することとしております。

7. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
8. 当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。
9. ベンジャミン・ツァイ氏以外の各役員は、直接または間接的に当社の株式を保有しております。なお、各役員と当社との間には特別の取引関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額（基本報酬のみ）	摘要
取締役 （うち社外取締役）	2名 （-名）	57,600千円 （-千円）	注1、2
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	10,800千円 （10,800千円）	注2
合計 （うち社外役員）	5名 （3名）	68,400千円 （10,800千円）	

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は（2000年11月28日 第2期定時株主総会決議）年額200,000千円、監査役の報酬限度額は（2000年11月28日 第2期定時株主総会決議）年額50,000千円であります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）

1. 提案の理由

当社は、経営における監督と執行の役割を一層明確化し、双方の機能を強化するとともに、組織的監査体制を構築することを目的として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行します。法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を持つ透明性の高い機関設計とすることで、さらなるコーポレートガバナンスの強化と持続的な企業価値の向上を目指します。

そこで、当社の機関設計を監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に変更すべく、各委員会及び執行役に係る規定の新設、監査役及び監査役に係る規定の削除、並びにそれらの変更に伴う字句の変更等、所要の変更を行うものです。

また、指名委員会等設置会社への移行に伴い監督機能が高まることを踏まえ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会が機動的な剰余金の配当等を決定することができるよう、剰余金の配当等の決定の機関に係る規定の新設（変更案第39条）等、所要の変更を行うものであります。

以上のほか、現行定款の各規定の条数の整備及びその他の所要の変更を行っております。

なお、第35条（執行役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、本議案に係る定款変更の効力は、2026年3月25日開催予定の第27期定時株主総会の終結の時をもって生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更部分を示しています。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略) (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社</u> として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. <u>執行役</u> 4. 会計監査人
第5条 (略)	第5条 (略) (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (略)	第6条 (略) (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第10条 (略)	第7条～第9条 (略) (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 (略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 (略)	(株主名簿管理人) 第10条 (略) (現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は <u>取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定 (以下「取締役会決議等」という。)</u> によって定める。 3 (略) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>3 会社法第206条の2第4項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
第2章の2 A種類株式	第2章の2 A種類株式
<p>(A種類配当金)</p> <p>第13条の2 当社は、第48条第2項に基づき各月末日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種類株式を有する株主（以下「A種類株主」という。）又はA種類株式の登録株式質権者（以下、A種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A種類株主等」という。）に対し、第13条の14に定める支払順序に従い、A種類株式1株につき、当該剰余金の配当の基準日に係る月次配当期間（以下に定義する。）に関して以下に定める算定方法に従って算出される額の金銭の配当（かかる月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を、以下「月次A種類配当金」といい、各月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を総称して、以下「A種類配当金」という。）を行う。</p> <p>① 本項において「月次配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日が属する月の初日から同月末日までの期間をいう。ただし、当該A種類株式の発行日が属する月次配当期間については、当該発行日から同月末日までの期間をいう。</p> <p>② 月次A種類配当金の額 各月次配当期間に係る月次A種類配当金の額（以下「月次A種類配当金額」という。）は、1,000円に当該月次配当期間に係るA種変動配当率（以下に定義する。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで計算し、その</p>	<p>(A種類配当金)</p> <p>第12条 当社は、第41条に基づき各月末日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種類株式を有する株主（以下「A種類株主」という。）又はA種類株式の登録株式質権者（以下、A種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A種類株主等」という。）に対し、第12条の13に定める支払順序に従い、A種類株式1株につき、当該剰余金の配当の基準日に係る月次配当期間（以下に定義する。）に関して以下に定める算定方法に従って算出される額の金銭の配当（かかる月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を、以下「月次A種類配当金」といい、各月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を総称して、以下「A種類配当金」という。）を行う。</p> <p>① 本項において「月次配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日が属する月の初日から同月末日までの期間をいう。ただし、当該A種類株式の発行日が属する月次配当期間については、当該発行日から同月末日までの期間をいう。</p> <p>② 月次A種類配当金の額 各月次配当期間に係る月次A種類配当金の額（以下「月次A種類配当金額」という。）は、1,000円に当該月次配当期間に係るA種変動配当率（以下に定義する。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで計算し、その</p>

現行定款	変更案
<p>小数第3位を切り捨てる。)とする。なお、月次A種種類配当金額は、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出するものとする。</p> <p>ただし、当該算定方法に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額下限(1,000円に年1パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。)未満となるときは、A種配当金額下限を月次A種種類配当金額とする。また、当該算式に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額上限(1,000円に年8パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。)を超えるときは、A種配当金額上限をA種種類配当金額とする。</p> <p>③ A種変動配当率</p> <p>本項において「A種変動配当率」とは、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法に従って定められる配当率をいい、各月次配当期間の開始日の前営業日(以下「A種変動配当率決定日」という。)において、株価参照期間(以下に定義する。)におけるA種種類株式の株価終値(以下に定義す</p>	<p>小数第3位を切り捨てる。)とする。なお、月次A種種類配当金額は、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出するものとする。</p> <p>ただし、当該算定方法に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額下限(1,000円に年1パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。)未満となるときは、A種配当金額下限を月次A種種類配当金額とする。また、当該算式に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額上限(1,000円に年8パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。)を超えるときは、A種配当金額上限を月次A種種類配当金額とする。</p> <p>③ A種変動配当率</p> <p>本項において「A種変動配当率」とは、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法に従って定められる配当率をいい、各月次配当期間の開始日の前営業日(以下「A種変動配当率決定日」という。)において、株価参照期間(以下に定義する。)におけるA種種類株式の株価終値(以下に定義す</p>

現行定款	変更案
<p>る。)の平均値(終値のない日数を除く。)に応じて、基準金利(以下に定義する。)を参照して定められるものとする。</p> <p>本項において「株価参照期間」とは、各A種変動配当率決定日に先立つ一定の期間として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる期間をいい、「株価終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるA種種類株式の普通取引の終値をいい、「基準金利」とは、1か月TONA(日本銀行が毎営業日に公表する無担保コール翌日物金利を基に1か月間の日次金利を累積複利計算した上で年率換算した金利指標)又はその後継である金利指標をいう。</p> <p>2 各月末日を剰余金の配当の基準日としてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当が、当該配当の基準日に係る月次配当期間に関する月次A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種変動配当率の算定方法を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌月次配当期間以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種種類配当金」という。)については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p>	<p>る。)の平均値(終値のない日数を除く。)に応じて、基準金利(以下に定義する。)を参照して定められるものとする。</p> <p>本項において「株価参照期間」とは、各A種変動配当率決定日に先立つ一定の期間として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる期間をいい、「株価終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるA種種類株式の普通取引の終値をいい、「基準金利」とは、1か月TONA(日本銀行が毎営業日に公表する無担保コール翌日物金利を基に1か月間の日次金利を累積複利計算した上で年率換算した金利指標)又はその後継である金利指標をいう。</p> <p>2 各月末日を剰余金の配当の基準日としてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当が、当該配当の基準日に係る月次配当期間に関する月次A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種変動配当率の算定方法を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法による単利計算により翌月次配当期間以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種種類配当金」という。)については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p>

現行定款	変更案
3 (略)	3 (略) (現行どおり)
<p>(A種種類株式に係る残余財産の分配)</p> <p>第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第13条の14に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(A種種類株式に係る残余財産の分配)</p> <p>第12条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第12条の13に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</p> <p>2 (略) (現行どおり)</p>
第13条の4 (略)	第12条の3 (略) (現行どおり)
<p>(A種種類株式に係る取得条項)</p> <p>第13条の5 当社は、A種種類株式について、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。A種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式を決定する。</p>	<p>(A種種類株式に係る取得条項)</p> <p>第12条の4 当社は、A種種類株式について、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる事由が生じた場合に、取締役会決議等により別に定める日が到来したときは、当該A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。A種種類株式の一部を取得するときは、取締役会又は取締役の決議による委任を受けた執行役が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式を決定する。</p>
第13条の6 (略)	第12条の5 (略) (現行どおり)
第2章の3 B種種類株式	第2章の3 B種種類株式

現行定款	変更案
<p>(B種種類配当金)</p> <p>第13条の7 当社は、第49条第2項に基づき3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第13条の14に定める支払順序に従い、剰余金の配当の基準日に係る四半期配当期間（以下に定義する。）に関して、B種種類株式1株につき、1,000円に当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。B種種類配当金の額に各B種種類株主等に係るB種種類株式の株式数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り上げる。</p> <p>本項において「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。ただし、当該B種種類株式の発行日が属する四半期配当期間については、当該発行日から当該四半期配当期間の末日までの期間をいう。</p>	<p>(B種種類配当金)</p> <p>第12条の6 当社は、第42条に基づき3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第12条の13に定める支払順序に従い、剰余金の配当の基準日に係る四半期配当期間（以下に定義する。）に関して、B種種類株式1株につき、1,000円に当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。B種種類配当金の額に各B種種類株主等に係るB種種類株式の株式数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り上げる。</p> <p>本項において「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。ただし、当該B種種類株式の発行日が属する四半期配当期間については、当該発行日から当該四半期配当期間の末日までの期間をいう。</p>

現行定款	変更案
<p>①毎年3月31日を基準日とする配当： 同年1月1日から同年3月31日まで</p> <p>②毎年6月30日を基準日とする配当： 同年4月1日から同年6月30日まで</p> <p>③毎年9月30日を基準日とする配当： 同年7月1日から同年9月30日まで</p> <p>④毎年12月31日を基準日とする配当： 同年10月1日から同年12月31日まで</p> <p>2・3（略）</p>	<p>①毎年3月31日を基準日とする配当： 同年1月1日から同年3月31日まで</p> <p>②毎年6月30日を基準日とする配当： 同年4月1日から同年6月30日まで</p> <p>③毎年9月30日を基準日とする配当： 同年7月1日から同年9月30日まで</p> <p>④毎年12月31日を基準日とする配当： 同年10月1日から同年12月31日まで</p> <p>2・3（略）（現行どおり）</p>
<p>（B種種類株式に係る残余財産の分配）</p> <p>第13条の8 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第13条の14に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</p> <p>2（略）</p>	<p>（B種種類株式に係る残余財産の分配）</p> <p>第12条の7 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第12条の13に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。</p> <p>2（略）（現行どおり）</p>
第13条の9～第13条の13（略）	第12条の8～第12条の12（略）（現行どおり）
第2章の4 優先順位	第2章の4 優先順位
第13条の14（略）	第12条の13（略）（現行どおり）
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第14条の2（略）	第13条～第14条（略）（現行どおり）
第15条（略）	第15条（略）（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>代表取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれにあたる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第17条 (略) (現行どおり)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略) (現行どおり)</p>
<p>(議事録)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第19条 (略) (現行どおり)</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(種類株主総会) 第20条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3章の規定(第14条、第15条、第17条及び本条を除く。)は、種類株主総会について準用する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 当社が以下に掲げる行為をする場合において、特定の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)</p> <p>② 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</p>	<p>(種類株主総会) 第20条の2 (略) (現行どおり)</p> <p>2 (略) (現行どおり)</p> <p>3 第3章の規定(第13条、第15条、第17条及び本条を除く。)は、種類株主総会について準用する。</p> <p>4・5 (略) (現行どおり)</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、当社が以下に掲げる行為をする場合において、特定の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議等に加え、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)</p> <p>② 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</p>
<p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第21条～第23条 (略)</p>	<p>第21条～第23条 (略) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (略)</p>	<p>第26条 (略) (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第27条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(業務執行)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条 <u>代表取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 (略) (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規程により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (略) (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(委員の選定)</p> <p>第30条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	(委員会に関する規則) 第31条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。
(新設)	第6章 執行役
(新設)	(執行役の選任方法) 第32条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。
(新設)	(執行役の任期) 第33条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新設)	(代表執行役及び役付執行役) 第34条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、役付執行役を選定することができる。
(新設)	(執行役の責任免除) 第35条 当社は、執行役（執行役であつた者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(監査役の数) 第33条 当社の監査役は、3名以上とする。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議方法は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(削除)
(監査役会規則) 第40条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(報酬等) 第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の実任免除) 第42条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(削除)
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
(選任方法) 第43条 (略)	(会計監査人の選任方法) 第36条 (略) (現行どおり)

現行定款	変更案
(任期) 第44条 (略)	(会計監査人の任期) 第37条 (略) (現行どおり)
第7章 計算	第8章 計算
(事業年度及び決算期) 第45条 (略)	(事業年度及び決算期) 第38条 (略) (現行どおり)
(新設)	(剰余金配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金配当の基準日) 第46条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 (略)	(剰余金配当の基準日) 第40条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とし、中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2 (略) (現行どおり)
(中間配当) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	(削除)
(A種種類株主等に対する剰余金の配当の決定機関及び基準日) 第48条 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議によって会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を定めることができる。 2 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、各月末日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対して配当を行うことができる。	(A種種類株主等に対する剰余金の配当の基準日) 第41条 当社は、A種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、各月末日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等に対して配当を行うことができる。

現行定款	変更案
<p>(B種種類株主等に対する剰余金の配当の決定機関及び基準日)</p> <p>第49条 当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、法令に別段の定めのない限り、取締役会の決議によって会社法第459条第1項第4号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2. 当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して配当を行うことができる。</p>	<p>(B種種類株主等に対する剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して配当を行うことができる。</p>
<p>第50条 (略)</p>	<p>第43条 (略) (現行どおり)</p>
<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第20条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第20条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>(附則)</p> <p>第27期定時株主総会終結前の監査役の実任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第42条第1項の規定はなお効力を有する。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役（9名）及び監査役（3名）の全員が、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	サイモン・ゲロヴィッチ (Simon Gerovich) (1977年4月28日生)	2000年5月 米国ハーバード大学卒業 2000年9月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 2007年4月 Evolution Capital Public Company Limited社 CEO就任 2013年4月 当社取締役 2015年10月 当社代表取締役会長 2022年3月 当社代表取締役社長（現任） 2022年10月 ウェン東京株式会社代表取締役（現任） 2024年7月 Metaplanet Capital Limited Director（現任） 2025年5月 Metaplanet Treasury Corporation Director（現任） 2025年7月 Metaplanet Holdings Inc. Director（現任） 2025年9月 Metaplanet Income Corp. Director（現任） 2025年9月 ビットコインジャパン株式会社 代表取締役（現任）	15,555,500株
2	リチャード・キンケイド (Richard Patrick Kincaid) (1976年11月19日生)	2000年6月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 2003年1月 Speedwell Advisors.Ltd. CFO 2004年8月 Nezu Asia Capital Management Limited. 社長兼COO 2011年1月 Nezu Asia Capital Management (Singapore) Pte. Ltd. CEO 兼COO 2017年8月 Nezu Asia Capital Limited 社長兼COO 2018年3月 (株)ヘリオス 社外取締役 2019年7月 (株)ヘリオス 取締役兼執行役 CFO（現任） 2019年10月 Healios NA 取締役 2020年8月 Healios NA 社長（現任） 2021年1月 Saisei Ventures LLC Board of Managers（現任） 2025年3月 当社取締役（現任）	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
3	ドリュー・エドワーズ (Drew Edwards) (1971年4月2日生)	1994年 Pfizer Pharmaceuticals Inc. 入社 2000年 Lehman Brothers, Inc. 投資銀行部門 2001年 ノースウェスタン大学ケロッグ校MBA取得、ロースクールにてJD取得 2002年 McKesson Specialty Pharmaceuticals 経営企画部門 2005年 Taiyo Pacific Partners 日本中小株部門 2008年 Advisory Research, Inc. ポートフォリオマネージャー 2017年 Usonian Investments LLC 創設者兼CEO 2020年 Grantham Mayo Van Otterloo 日本株部門責任者(現任) 2023年2月 当社取締役(現任)	-株
4	くわじま ひろあき 桑島 浩彰 (1980年11月29日生)	2003年5月 三菱商事(株)入社 2010年5月 ハーバード大学経営大学院およびケネディ行政大学院共同学位プログラム修了(MBA/MPA) 2010年9月 (株)ドリームインキュベータ入社 2012年4月 青山社中(株) 共同代表CFO就任 2016年4月 リンカーズ(株) 専務取締役(LINKERS INTERNATIONAL CORPORATION 代表取締役社長) 2018年12月 (株)K&Aソシエイツ 代表取締役(現任) 2021年4月 カリフォルニア大学バークレー校ハース経営大学院 ハース・エグゼクティブ・フェロー(現任) 2024年3月 当社取締役(現任) 2025年7月 ハーバード大学経営大学院Corporate Director Certificate Program修了 2026年1月 スリーエスキャピタル(株) 取締役(現任)	70,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
7	スウェイン・純子 ^{じゅんこ} (Junko Swain) (1964年7月13日生)	1985年 明治大学短期学部 経済課卒業 1985年 株式会社ワールド入社 1995年 米国ハワイ大学 会計学部卒業 1996年 Deloitte LLC (米国)入社 1999年 米国公認会計士取得 (CPA-3762) 2003年 eBay Inc. (Finance Leadership role) 2009年 VMware Inc. (Finance Leadership role) 2010年 Apple Inc. (Finance Leadership role) 2011年 Vantiv Inc. (currently known as Worldpay Inc. (IPO in 2012) 副社長兼 アシスタント・コントローラー 2013年 KIXEYE Inc. 最高会計責任者 2015年 Upwork Inc. (IPO in 2018) 最高会計責任者 2022年 Pebl (formerly known as Velocity Global LLC) 社外取締役 兼 監査委員会委員長 (2022年-2025年) 2023年 Workiva Inc. SVP & Chief Accounting Officer 最高会計責任者 (現任)	-株
8	クリストファー・ウェルズ (Christopher Wells) 1954年9月25日生	1979年 米国カリフォルニア州弁護士登録 1987年 外国法事務弁護士登録 (日本) 1989年9月 Baker & McKenzie (東京青山法律事務所) 入所 1992年1月 White & Case 東京 パートナー 1993年 東京事務所アドミニストレーティブ・パートナー 2001年 東京事務所エグゼクティブ・パートナー (2001年~2009年) 2013年5月 Bingham McCutchen (東京駐在) パートナー 2013年11月 Morgan, Lewis & Bockius LLP (東京・香港・上海) パートナー 2022年10月 ACADAE SERVICES LLC Principal (現任)	-株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
9	フレッド・トーファイ (Fred Towfigh) 1965年5月19日生	<p>1988年6月 カリフォルニア大学アーバイン校 経済学・政治学専攻 卒業</p> <p>1995年5月 ジョージタウン大学経営大学院 (MBA) 修了</p> <p>1995年7月 Goldman Sachs Asia LLC 入社</p> <p>2008年 ゴールドマン・サックス証券㈱ パートナー</p> <p>2013年1月 Goldman Sachs (Singapore) Pte. 社長</p> <p>2017年12月 同社退任</p> <p>2018年7月 Old Peak Asia Fund Ltd. 社外取締役 現任</p> <p>2019年2月 SoftBank Investment Advisers オペレーティング・パートナー</p> <p>2020年7月 同社退任</p> <p>2021年4月 AltX Research㈱ 監査役 (現任)</p> <p>2021年6月 GF0-X アジア太平洋地域会長/戦略アドバイザー (現任)</p>	-株
10	なりまつ 成松 淳 (1968年11月14日生)	<p>1991年3月 早稲田大学 政治経済学部 経済学科卒業</p> <p>1996年4月 監査法人太田昭和事務所 入所</p> <p>1998年5月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>2004年12月 株式会社東京証券取引所 上場部 出向</p> <p>2007年1月 クックパッド株式会社 入社</p> <p>2007年6月 クックパッド株式会社 取締役</p> <p>2007年7月 クックパッド株式会社 執行役</p> <p>2013年4月 ミューゼオ株式会社(現ノイエルガルテン株式会社) 取締役社長 (現任)</p> <p>2013年5月 ナイル株式会社 社外監査役 就任</p> <p>2013年10月 株式会社レアジョブ 社外監査役</p> <p>2013年12月 株式会社ヘリオス 社外取締役</p> <p>2015年5月 ナイル株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p> <p>2015年11月 ウォンテッドリー株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>2016年6月 株式会社レアジョブ社外取締役(監査等委員) (現任)</p> <p>2017年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2018年3月 株式会社ヘリオス 社外取締役</p> <p>2018年3月 ナイル株式会社 社外取締役</p> <p>2025年3月 ナイル株式会社 取締役 (監査等委員) (現任)</p>	-株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. リチャード・キンケイド氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、アジアにおける金融サービス業界での豊富なリーダーシップ経験を有しております。加えて、東京証券取引所上場会社の取締役としての経験を通じ、上場会社におけるガバナンスおよび監督機能に関する実務的な知見を有しております。
これらの経験と知見を踏まえ、当社の経営全般および事業戦略に関して助言・監督をいただくことを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間です。
3. ドリュー・エドワーズ氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、日本の上場株式に投資するファンドの運用に20年以上従事しており、その経験を通じて日本の資本市場およびコーポレート・ガバナンスに関する高度な専門的知見を有しております。また、長期的な視点を有するグローバル機関投資家としての観点を取締役会にもたらしことが期待されております。
当社は、同氏の投資経験およびガバナンスに関する知見が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
また、同氏は、現在当社の社外取締役（独立役員）であり、その就任期間は本総会終結の時をもって3年1ヶ月です。
4. 桑島浩彰氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、企業経営、学術分野およびコンサルティング業務において20年以上の経験を有しており、特に大規模かつ多角的なグローバル企業における事業戦略の策定・推進に携わってまいりました。
当社は、同氏の幅広い経営経験および戦略的視点が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって2年間です。
5. タイラー・エヴァンス氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、ビットコインおよび資産管理分野での重要な貢献とリーダーシップを有しております。Bitcoin Magazineの発行者およびBitcoin Conferenceシリーズの主催者であるBTC Inc.の共同創設者として、同氏はビットコインエコシステム形成において重要な役割を果たしてきました。同氏の専門知識は、UTXO Managementの共同創設者兼マネージングパートナーとしての業務を通じてさらに具現化されています。UTXO Managementでは、Bitcoin Ecosystem Fundおよび210k Capitalを指揮し、初期段階のベンチャーキャピタルおよびオンチェーン流動性提供に焦点を当てています。同氏のビットコイン業界に関する深い知識と戦略的ビジョンは、当社の取締役会にとって非常に貴重なものとなると期待されています。
また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年10ヶ月です。
6. ベンジャミン・ツァイ氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、金融サービス分野およびデジタルアセット分野において豊富なリーダーシップ経験を有しております。これまでに、Merrill Lynch Japan Securitiesのマネージング・ディレクターや、Merrill Lynch Singapore Commoditiesの最高経営責任者（CEO）を歴任し、資本市場、ストラクチャード・プロダクトおよびコモディティ分野に関する高度な専門性を培ってまいりました。
また、資産運用業およびブロックチェーン関連事業においても経営に携わるなど、伝統的金融とデジタル投資基盤の双方にわたる幅広い経験を有しております。
当社は、同氏の戦略的視点および包括的な業界経験が、取締役会の実効性向上に大きく資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言および中長期的な企業価値向上への貢献を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
また、同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年10ヶ月です。
7. スウェイン・純子氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、シリコンバレーを拠点とする革新的なテクノロジー企業の取締役を歴任するなど、豊富な取締役会経験を有しております。監査委員長や報酬委員会委員等の要職を務め、財務報告、内部統制、コンプライアンスおよび役員報酬に関する監督に携わってまいりました。当社は、同氏の取締役会レベルにおけるガバナンス経験が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言およびコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、社外取締役候補者として選

- 任をお願いするものです。
8. クリストファー・ウェルズ氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、金融機関および投資ファンドに対するリーガルアドバイザーとして豊富な経験を有しており、特に規制対応、コーポレート・ガバナンスおよびクロスボーダー取引に関する高度な専門性を有しております。国際的な法律事務所のパートナーとしてのキャリアを通じ、日本国内外において取締役会および経営陣に対し、法的リスク管理およびガバナンスに関する助言を行ってまいりました。当社は、同氏の法務およびガバナンスに関する知見が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営戦略に関する助言ならびにコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
9. フレッド・トーファイ氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、アジアにおける金融サービス業界において数十年にわたるリーダーシップ経験を有しており、ハイパフォーマンス組織を統括する上級管理職としての実績を有しております。資本市場、戦略的経営および成果志向型組織における報酬制度の設計・監督に関する高度な専門性を備えております。また、デジタルアセット分野における経験も有しており、新興金融技術および市場動向に関する知見を有しております。当社は、同氏の豊富な業界リーダーシップおよび戦略的視点が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営戦略および経営全般に関する助言を期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
10. 成松淳氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は以下のとおりです。
同氏は、公認会計士としての豊富な経験を有するとともに、上場会社における監査委員会委員等を歴任しております。監査業務および経営における要職を通じ、財務報告、内部統制およびコンプライアンスに関する高度な専門的知見を培ってまいりました。
当社は、同氏の監査分野における専門性および取締役会レベルでの監督経験が、取締役会の実効性向上に資するものと考えております。そのため、当社の経営全般に対する助言および、特に監査・財務監督機能の強化を目的として、社外取締役候補者として選任をお願いするものです。
11. 当社は、リチャード・キンケイド氏、ドリュー・エドワーズ氏、桑島浩彰氏、タイラー・エヴァンス氏及びベンジャミン・ツイ氏については、会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、スウェイン・純子氏、クリストファー・ウェルズ氏、フレッド・トーファイ氏及び成松淳氏の各氏の選任が承認された場合、同内容の責任限定契約の締結を予定しております。当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
13. 東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定
当社は、ドリュー・エドワーズ氏及び桑島浩彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

第3号議案 定款一部変更の件（会計監査人の責任免除）

1. 提案の理由

会計監査人が職務の遂行にあたり適正な役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議により法令の範囲内で会計監査人の責任を免除できる旨の規定及び会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を、新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、現行定款第44条（任期）の次に新しい条文を設けることを内容とするものですが、条数は、第1号議案「定款一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

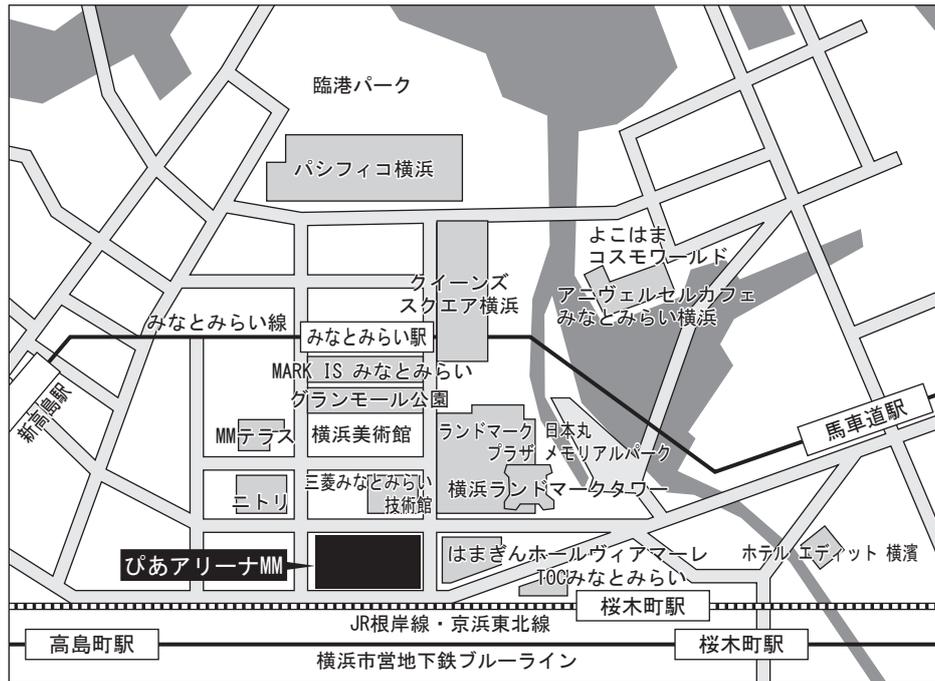
下線部分は変更部分を示しています。

現行定款	変更案
(新設)	<p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p><u>第37条の2 当社は、会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p>

以上

株主総会 会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目2番2号
ぴあアリーナMM 1F アリーナフロア
1FのゲートAよりお入りください。



<最寄駅>

みなとみらい線

- ・「みなとみらい駅」1番出口より徒歩7分
- ・「新高島駅」2番出口より徒歩8分

JR線

- ・「桜木町駅」東口（北改札）より徒歩7分
正面エスカレーターを昇っていただき動く歩道から2FペDESTリアンデッキをご利用ください。

※みなとみらい大通り沿いにあり、「けやき通り西」交差点と「いちよう通り西」交差点の間にあります。

※当会場には駐車場・駐輪場のご用意がございません。ご来場の際は公共交通機関のご利用をお願いいたします。